

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書（及び配布資料等）の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

なお、業務指示書及び配布資料等の配布は、上記1.に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定しています。具体的には以下のとおりです。また、競争参加資格の詳細については、当機構HPの調達情報>「競争参加資格審査」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

（1）全省庁統一資格結果通知書を有している場合
平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示いただくだけで結構です。

また、平成25・26・27年度の資格（新資格）は有しておらず、平成22・23・24年度の資格（旧資格）のみを有している場合についても、2013年9月末日までに公示される案件については移行期の運用として、旧資格をもって、新資格と同様の扱いをさせていただきます。

（2）全省庁統一資格結果通知書を有していない場合
新資格または旧資格のいずれも有しておられない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただいています。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コ

ンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

公表対象となる場合の詳細については当機構HPの調達情報>調達ガイドライン、様式>規程>一定の関係者を有する法人との契約に関する情報の公表について

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/corporate.html>) をご参照ください。

番号： 3 国名：インドネシア 担当：経済基盤開発部
案件名：海上交通保安能力向上プロジェクト（VTS運用官育成研修）

1 契約予定期間：2013年7月上旬～2014年3月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における海上通信システムに係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年5月15日から2013年5月17日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年5月15日から2013年5月20日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年5月31日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 6月上旬
- (5) 契約交渉 : 6月中旬～6月下旬

5 業務の目的

当機構は2009年から、技術協力及び無償資金協力により、インドネシア国（以下、「イ」国）運輸省海運総局（DGST）に対して、船舶航行安全（Vessel Traffic Service：VTS）システム整備の支援を行ってきている。長期専門家派遣や無償資金協力のソフトコンポーネントによりVTSシステムの運用能力向上に対する支援を実施し、一定の成果を上げてきたものの、更なるDGSTのVTS運用能力・体制強化は大きな課題となっている。

2011年11月に開催された日・ASEAN首脳会議の共同声明において、海上の安全保障の重要性が盛り込まれる等、「イ」国をはじめとしたASEAN地域における海上安全・海上保安の分野の重要性は高まっていることを受け、「イ」国政府は2010年に我が国政府に対して技術協力の要請を行った。2011年11月に実施された詳細計画策定調査を経て、2012年1月末から「海上交通保安能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が実施されている。

本プロジェクトにおいては、VTS運用官の育成が喫緊の課題となっており、「イ」国からの要請に基づき、国際航路標識協会（International Association of Aids to Marine Navigation and Lighthouse Authorities（IALA））勧告に基づいた研修の実施を予定している。

このような背景を踏まえ、本業務では、本プロジェクトにおけるVTS運用官育成の意義・位置付けを確認し適切な研修計画を策定した上で、「イ」国VTS運用官を対象に、本プロジェクト活動の1つに位置づけられている同研修を実施することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象範囲

ジャカルタ及びバタム

(2) 相手国側関係機関

運輸省海運総局

(3) 業務内容

プロジェクトの背景・経緯等の確認

研修計画の策定

教材作成

研修計画書の説明・協議

現地研修の実施

研修の評価

業務完了報告書の作成

7 成果品等

- (1) 業務計画書 (2013年7月上旬)
- (2) 研修計画書 (2013年7月上旬)
- (3) 教材一式 (2014年3月上旬)

(4) 業務完了報告書 (2014年3月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 業務主任 / 規則・運用 (評価対象予定)
- 2) システム・機器
- 3) 船舶運航 / 海事知識

* ローカルコンサルタントを活用した「海事英語」を想定している。

9 特記事項

- ・ 共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。